

2022年11月24日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て に関するお知らせ

当社は、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）より、2022年11月11日付「法定書類閲覧謄写請求書」を受領し、「少数株主権行使や重要提案行為の要否を検討する為」、同年9月30日現在の当社の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）の閲覧謄写請求（以下「本請求」といいます。）を受けました。

しかしながら、本請求は、本請求時点における当社の社内規程上の当社所定の最新の書式（以下「本書式」といいます。）に基づく請求ではなかったため、当社は、同日、リ・ジェネレーションに対して、本書式を郵送するとともに、本書式によって改めて請求をしてもらう必要があるものの、所定の事項を記入した本書式を提出すれば、2022年11月11日を請求日として、本請求を受理するので、本書式にて提出する場合は再度個別株主通知をする必要はない旨を回答いたしました（以下「本回答」といいます。）。なお、本書式には、株主名簿閲覧請求の目的が、同請求後に開催されることがある当社の株主総会（以下「当社株主総会」といいます。）における議決権行使の勧誘や議決権行使に関する委任状（以下「委任状」といいます。）の取得を含んでいる場合には、当社株主による本総会における議決権行使が適正になされることを確保すべく、QUOカードその他の金品を配布する等、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得しないこと等を誓約する旨（以下「本誓約」といいます。）を含んでおります。

その後、本回答に対するリ・ジェネレーションからの返答はありませんが、当社は、リ・ジェネレーションが開設するウェブサイトの記載により、リ・ジェネレーションが、東京地方裁判所に対して、2022年11月21日付けで、当社を相手方として、本株主名簿の閲覧謄写を求める株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行ったことを同月22日に認識しました。なお、本申立てに関する申立書は本日時点で当社に未送達です。

当社といたしましては、株主であっても、QUOカードその他の金品を配布する等、経済的利益の提供を誘引として委任状勧誘行為を行う「権利」まではなく、本誓約は、当社株主による当社株主総会における議決権行使が適正になされることを確保するために合理的な措置であると考えており、これらの点については、複数の著名な会社法学者からも、そのような意見を得ております。当

社といたしましては、本回答後、リ・ジェネレーションが当社との間何らの協議・交渉もなく、また、その申入れすらなく、一方的に本申立てに及んだことは遺憾であるものの、引き続き、リ・ジェネレーションが本誓約を受け入れるのであれば、速やかに本株主名簿の閲覧謄写に応じる意向です。

以 上